

平成 27 年 1 月 26 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

## 「第 4 回シニアマーケット研究会」開催について

株式会社 北都銀行(頭取 斉藤 永吉)は、第 4 回目となる「シニアマーケット研究会」を下記の通り開催いたします。本研究会は、超高齢化社会をビジネスチャンスとして捉え、県内企業のシニアマーケットへの参入や海外進出など、秋田県のシニアビジネスモデルを創出することを目的で平成 25 年 1 月に発足いたしました。

第 4 回目となる今回は、県内において独自のビジネスモデル構築に向けた活動や取組みを行っている医療・介護分野の先駆者を講師に招き、モデル事業についてご講演をいただきます。また、県外で発明・開発された技術を紹介し、会員様とのビジネスマッチングによる事業拡大支援も併せて行います。

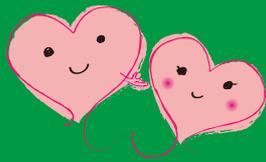
参加ご希望の方は、別紙ご記入の上、FAX でお申込みいただくか、お近くの当行窓口までお申し出くださいますようお願いいたします。

記

### 研究会の内容

日 時	平成 27 年 2 月 13 日(金) 13:30~16:45
内 容	◎「秋田発!移住複合型介護施設モデル」~スーパー・食堂・宅配等複合型サ高住を展開~ 講師:社会福祉法人一視同仁会 理事長 佐藤 健夫 氏 ◎「秋田大学で行っている医工連携」 講師:秋田大学大学院医学系研究科 教授 南谷 佳弘 氏 ◎マッチングのご案内 「足こぎ車いす事業について」:株式会社TESS様(宮城県) 「凍結含浸やわかか食」のご紹介:有限会社クリスターコーポレーション様(広島県) 「地域ヘルスケア産業支援ファンドについて」:地域経済活性化支援機構様(東京都)
会 場	エリアなかいち 秋田市にぎわい交流館AU
定 員	定員 150 名
参 加 費	無 料
申込締切	平成 27 年 2 月 6 日(金)
申込方法	別添、セミナーパンフレットに必要事項をご記入のうえ、FAXでお申込になるか、お取引店、お近くの北都銀行窓口にお申し出ください。

以 上



第4回 シニア  
マーケット研究会



**日時** 平成27年2月13日(金) 13:30～16:45 (開場 13:00～)

**会場** エリアなかいち 秋田市にぎわい交流館 Au (秋田市中通1丁目4-1 ☎018-853-1133)

**内容**

秋田の  
シニア  
ビジネス  
モデルの  
発信

**【講演1】 「秋田発！ 移住複合型介護施設モデル」**  
13:40～14:25  
～スーパー・食堂・宅配等複合型サ高住を展開～

**講師** 社会福祉法人 一視同仁会 理事長 佐藤 健夫 氏

**【講演2】 「秋田大学で行っている医工連携」**  
14:35～15:35

**講師** 秋田大学大学院医学系研究科 教授 南谷 佳弘 氏

マッ  
チン  
グ  
の  
ご  
案  
内

- 「足こぎ車いす事業について」 株式会社 TESS 様 (宮城県)
- 「凍結含浸やわらか食のご紹介」 有限会社 クリスターコーポレーション様 (広島県)
- 「地域ヘルスケア産業支援ファンドについて」 地域経済活性化支援機構様 (東京都)

くわしい  
お問い合わせは

 北都銀行 地域開発部

TEL 018-837-1701 (平日 / 9:00～17:00)  
FAX 018-831-1193 担当：田村・佐藤  
(H27.1. 個営承認)

お申込みは、下記をご記入のうえ、FAXにてお申込みください。

締切：平成27年2月6日(金)

《第4回シニアマーケット研究会 参加申込書》 [□にチェックをお願いいたします。]

- ▶シニアマーケット研究会へ既に入会をされていますか？  はい  いいえ  入会を希望している
- ▶当日は会場にブースを用意いたしますが  
その際、商品やパンフレット等でのご紹介を希望しますか？  はい  いいえ

ふりがな 会社名				名簿掲載をご希望されない方 (下部□にチェックをお願いいたします)
住所				<input type="checkbox"/> 名簿に掲載を希望しない
TEL	FAX			
ふりがな ご参加者(お名前)	所属部課	役職	E-mail アドレス	

エリアなかいち内『あきたタニタ食堂』の昼食をご利用になりますか？  はい  いいえ

■ご利用希望の方は当日11:15以降にあきたタニタ食堂受付で500円(税込)でご利用できるサービス券を配布いたします。(通常750円(税込))

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当行のサービスのご案内に役立てさせていただくために使用し、それ以外の目的には使用いたしません。  
※当行以外の第三者への提供はいたしません。※当行の規定により適切な安全管理措置を講じます。